

事務連絡  
令和3年7月12日

宜野湾市スポーツ少年団  
団長 松川 浩三 殿

宜野湾市教育委員会  
教育長 知念 春美  
(公印省略)

緊急事態宣言期間の再延長に伴うスポーツ少年団の活動について (通知)

国による沖縄県の緊急事態宣言の再延長をうけ、本市におきましても、県の対処方針の変更を踏まえ、本市対策方針が下記のとおり決定しました。

スポーツ少年団の活動は、市内小中学校でのコロナ感染者数が減少傾向にあることを踏まえ、活動方針を見直しましたので通知いたします。

スポーツ少年団の皆様におかれましても、スポーツ協会のホームページ、SNS を活用するなど、少年団に加盟している団体の代表、保護者および指導者等への周知をお願いいたします。

また、本市ホームページ（生涯学習課ページ）でも周知していることを申し添えます。

記

○期間について

令和3年7月12日（月）から令和3年8月22日（日）

○活動について

別紙「スポーツ少年団の活動について」をご参照ください。

※添付書類

○特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針について（令和3年7月8日変更）  
（抜粋）【学校への要請】法第24条第9項

宜野湾市教育委員会  
生涯学習課文化スポーツ振興係  
TEL：098-893-4435

## スポーツ少年団の活動について

スポーツ少年団の活動は、原則中止とします。

ただし、九州・全国大会に係る大会等に出場する場合や夏期休業期間中は、保護者・本人の同意のもと、平日 90 分程度（個人練習を含む朝練なし）、土日・休日は 2 時間程度（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）の活動とし、必要最小限の人数にとどめること。

※県内外における練習試合や合宿等については行わないこと。

○九州・全国大会に係る大会等とは

九州・全国大会の出場権を獲得するための県予選や地区大会等をいう。

### 【活動にあたって】

1. 屋内かつ接触に伴う競技については、より厳格な感染対策を講ずること。
2. 発熱等の風邪症状がある場合は参加しないよう徹底すること。  
(同居の家族に風邪症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。)